

神奈川県監査委員公表第 15 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 28 年 8 月 12 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
同 高 岡 香
同 太 田 眞 晴
同 土 井 りゅうすけ
同 赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成 28 年 1 月 12 日（神奈川県公報定期第 2749 号）神奈川県監査委員公表第 1 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会を除く 7 箇所に係る 7 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県湘南地域県政総合センター	平成27年12月8日(平成27年8月19日職員調査)	(不適切事項) 補助金交付事務において、平成25年度及び平成26年度の補助営林道整備事業補助金の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の仕入控除税額の内容の確認が不十分であったため、補助金102,000円を過大に交付していた。	不適切事項については、補助事業者からの実績報告書が提出された際に、消費税及び地方消費税の仕入控除税額についての確認が不十分であったことによるものであり、過大に交付した補助金については、平成28年1月25日に補助事業者から返納された。 今後は、このようなことがないよう、補助金交付申請時や実績報告時において補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれているか否かについて複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 総務局

監査の結果、本庁機関の事務指導に改善の必要があると認められた要改善事項

課(室)名	監査の結果	措置の内容
財政部財政課	(要改善事項) 「補助金交付事務における補助金関係書類の整理保管を義務付け	要改善事項については、県単独補助金に係る補助金関係書類の保管の義務付けの期間を10年間とするよう補助金交付要綱(準則)を見直し、平成27年11

	<p>る期間に関する件」 県単補助金の返還請求権の消滅時効を10年としているにもかかわらず、補助金交付要綱（準則）において、補助事業者に対する補助金関係書類の保管の義務付けの期間を一律5年としていた。 (以下省略)</p>	<p>月17日に「補助金の交付等に関する規則の運用について」を改正し、全庁に周知した。</p>
--	---	---

(3) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県農業技術センター	平成27年10月28日（平成27年9月10日職員調査）	<p>(不適切事項) 契約事務において、定期刊行物の購入（契約金12,000円）に当たり、納品検査時期が著しく遅れているものがあった。</p>	<p>不適切事項については、定期刊行物の名称が変更されていたことの確認を怠り、納品されていたにもかかわらず、検査が遅れたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、定期刊行物の納品時期確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(4) 保健福祉局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県厚木保健福祉事務所	平成27年11月24日（平成27年9月2日職員調査）	<p>(不適切事項) 契約事務において、生活保護世帯学習支援・居場所づくり事業業務委託契約（契約金額2,562,171円）の締結に当たり、概算払に係る精算後の契約金の取扱い及び委託業務従事者の資格要件に係る確認手続を定めていなかった。</p>	<p>不適切事項については、契約書の作成に当たり、神奈川県財務規則等関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の周知を徹底するとともに、契約書及び仕様書の内容を精査することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(5) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県藤沢土木事務	平成27年10月21日（平成27	<p>(不適切事項) 庶務事務において、公</p>	<p>不適切事項の旅費については、平</p>

所	年9月4日職員調査)	務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費39件、7,800円を支給していなかった。	成28年2月2日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数職員による確認体制を更に強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木土木事務所	平成27年10月21日(平成27年9月9日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入(平成27年3月使用実績分)の調定に当たり、電気料2件、47,439円について、収入年度を誤っていた。	不適切事項については、立替収入の帰属年度の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター	平成27年10月21日(平成27年8月26日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、河川使用料2件、3,950円、公園使用料1件、16,956円について、神奈川県財務規則で定める督促状を発行していなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則等の理解の向上を図るとともに、進行管理を徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。